

(仮訳)

## 緊急事態の準備及び対応の分野における協力に関する日本国外務省と国際原子力機関との間の実施取決め

本実施取決めは、日本国外務省（住所：日本国、郵便番号１００－８９１９、東京都千代田区霞ヶ関２－２－１）（以下「外務省」という。）と国際原子力機関（住所：オーストリア国、郵便番号１４００、ウィーン市ウィーン国際センター私書箱１００。ＩＡＥＡ憲章によって設立された政府間機関。）（以下「ＩＡＥＡ」という。）との間で作成されるものである。以下、外務省及びＩＡＥＡは、それぞれを「当事者」といい、併せて「両当事者」という。

### １ 目的

本実施取決めは、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた緊急事態の準備及び対応の分野並びに原子力安全に関するＩＡＥＡ行動計画の促進における両当事者間の協力のための枠組みを定めることを目的とする。この枠組みは、日本国政府によって支援される能力構築活動、関連する機材の調達及び当該機材の適切な施設での保管について定める。これらの活動、当該機材及びその保管施設は、それら全体で「ＩＡＥＡ緊急時対応能力研修センター」と称される。

### ２ 協力の範囲

両当事者は、日本国政府の支援を得て協力を行うことができる活動として、以下を特定した。

- ＩＡＥＡの放射線モニタリング機材及び環境サンプリング・分析機材の調達
- 福島県内の適切な施設におけるＩＡＥＡの当該機材の保管
- 必要な場合には、ＩＡＥＡの当該機材を用いて、地方、国及び国際的な専門家のための緊急事態の準備及び対応の分野における地域及び国内の研修、ワークショップ及び訓練の実施
- アジア太平洋地域での原子力又は放射線の緊急事態の場合における、関係するＩＡＥＡ加盟国の要請に基づく、国際的支援のためのＩＡＥＡの当該機材の活用

### 3 連絡部局

両当事者は、本実施取決めの下での活動の調整に責任を有するそれぞれの連絡部局を本実施取決めの添付にて指定した。連絡部局の変更は、他方の当事者に対し書面にて適時に通知される。本実施取決めに関連する全ての通信は、指定された連絡部局を通じて行われる。

### 4 協議

両当事者は、適当な場合には、本実施取決めで定められた協力の枠組みの下で行われる活動の進展及び見直しについて相互に協議する。当該活動の詳細な計画については、両当事者間の協議の後に作成される。

### 5 非拘束性

本実施取決めは、拘束力を有さない。したがって、本実施取決めのいかなる文言も、他方の当事者に対し法的な又は財政的な義務を生じさせるものではない。両当事者は、法的な又は財政的な義務が生じ得る活動が必要と認める場合には、特に、別途の合意の必要性について相互に協議する。当該活動は、I A E Aの財務規則に従って別途の合意が作成される前には実行できないことが確認される。

### 6 資金

パラグラフ2に定められる活動の実施は、日本国政府からの資金の利用可能性に従う。I A E Aは、自己の裁量により、利用可能な範囲内で、当該資金を補填することができる。

### 7 名称、紋章及び旗の使用

本実施取決めの下で行われる活動に関連する文書には、両当事者のそれぞれの名称、紋章及び旗を含めることができる。名称、紋章及び旗は、各当事者の財産である。名称、紋章及び旗の共同の使用は、本実施取決めの下で行われる活動に限定され、そのような共同の使用は、個々の事案ごとに各当事者によっ

て書面にて承認される。両当事者は、書面による事前の許可がない限り、他方の当事者の名称、紋章又は旗を使用しない。

## 8 情報の普及

両当事者は、財産権的性質を有する情報の保護を条件として、本実施取決め及び、適当な場合かつ必要に応じ、その後の別途の取決め（パラグラフ5で言及されている合意を含む。）の下で提供され又は交換される公開の情報の可能な限り広範な普及を支援する。両当事者は、他方の当事者によって秘密として指定された情報の秘密性を確保する。

## 9 知的財産

両当事者は、I A E A 憲章上の任務（特に、I A E A 加盟国間の情報交換の促進）を尊重しつつ、適当な場合かつ必要に応じ、知的財産及び知的財産権に関連する事項（パラグラフ5で言及されている別途の合意の必要性を含む。）について相互に協議する。

## 10 特権及び免除

本実施取決めのいかなる文言も、1963年4月18日に日本国政府が受諾したI A E Aの特権及び免除に関する協定に基づく各当事者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

## 11 紛争解決

本実施取決めの解釈若しくは実施から生ずる又は本実施取決めの解釈若しくは実施に関連するいかなる紛争も両当事者間で友好的に解決される。

## 12 修正

本実施取決めの修正若しくは変更又は本実施取決めのいかなる項目の除外も、両当事者により書面にて相互に確認される場合を除くほか、有効ではない。前記の文言にかかわらず、それぞれの連絡部局の変更は、他方の当事者の同意を求めることなく、パラグラフ3で言及されているとおり、他方の当事者に通知

される。

### 1.3 有効期間

本実施取決めは、当事者による署名の後5年間の期間有効であり、両当事者の書面にて表明された同意によって延長することができる。

### 1.4 終了

いずれの一方の当事者も、他方の当事者に対し、60日前に書面による通知を行うことによって、本実施取決めを終了させることができる。終了の通知が行われた場合、両当事者は、迅速かつ秩序ある方法で、本実施取決めの下での全ての活動を終了させるための即時の措置を講ずる。

日本国外務省のために

IAEAのために

---

(サイン)

---

(サイン)

北野 充

デニス・フローリー

軍縮不拡散・科学部長

事務次長

原子力安全・核セキュリティ担当

---

(氏名及び肩書き)

---

(氏名及び肩書き)

---

(場所及び日時)

---

(場所及び日時)